

東 弁 往 来

第55回 白神ひまわり基金法律事務所



秋田弁護士会会員

大庭 秀俊 (61 期)

神奈川県藤沢市出身。平成20年9月、弁護士登録（現61期）、東京弁護士会入会。法テラス静岡常勤弁護士退任後、平成25年1月から、弁護士法人北千住パブリック法律事務所に所属。平成28年3月1日付で小坂壘弁護士（福岡県弁護士会）の後任として現事務所に着任。現在同事務所で勤務中。

白神ひまわり基金法律事務所
(秋田県能代市)

1. 当地に赴任した経緯

法テラス静岡でのスタッフ弁護士としての任期を終えた後は（当時については第14回東弁往来（LIBRA 2011年3月号）を参照）、北千住パブリック法律事務所に戻り、後輩の指導、というか、むしろ有能な後輩たちに私の至らない点を補ってもらいながら、さらに研鑽を積むべく勤務をしていました。

法テラス静岡では、最近の東弁往来（LIBRA2017年5月号）にもあるとおり、以前から関係機関との連携に力を入れていました。私も、その経験を生かして、北千住パブリック法律事務所に戻った後は、主として足立区内の地域包括支援センターと連携し、都市部における司法過疎の解消に力を入れていました（正直、そういうニーズがまだまだあることに驚きながら執務していました）。このとき、足立区内の地域包括のソーシャルワーカーさんたちには、本当にいろんなことを教えていただき、大変感謝しております。ここに御礼申し上げます。

さて、北千住パブリック法律事務所はご存じのとおり任期制ですので、任期後の進路については、本当に頭を悩ませました。私が法テラス静岡に赴任していた時とは、弁護士業界を巡る状況（主として経済的な面）は大きく変わってしまっており、家族を抱えた身としては、生活圏を大きく変えるような転身は、最初は選択肢の中に入っていませんでした。

しかし、いろいろと考える中で、やはり新規登録をした当初からあった「司法過疎地に住んで仕事をしてみたい。せめて弁護士業をしている間に一回は」という希望を捨てきれませんでした。実際、子どもたちの

年齢などを考えると、行くなら就学前の今しかない、行かなかったら一生後悔するだろうと思い、当事務所の後任に応募することになりました。

2. 実際に赴任してみて

当地の様子や状況などは、すでに能代ひまわり基金法律事務所の初代所長である有坂秀樹会員（LIBRA 2010年3月号）や、最近では、同法律事務所の前所長（現在は定着されています）の岩崎康宏弁護士が書かれていますので（自由と正義2017年3月号）そちらをご参照下さい。

正直、赴任するまでは、「当地で多いと聞いていた債務整理の件数もさすがに落ち着いただろう。登録してからいままですっと忙しかったから、やっとここで、すこしのんびり目に仕事をできるのではないか」と甘く考えていました。

ところが実際は、相談申し込みが入らない日の方が珍しいという状況が続いています。やはり、債務整理・家事事件の手持ち件数に占める割合は多いですが、



八峰町のボンボコ山公園にてソリ滑り

それ以外にも多種多様な事件があります。たとえば、農業や漁業が盛んな地域ですので、これらに関する法律相談や事件もありますし（「稲立毛」なんて言葉、これまで民法の教科書でしか見たことありませんでした）、M&Aに関する事件や相談など、これまであまり経験したことのない類型の事件もあります。

私の経歴が公設畑（私の造語です。なかなか収穫が厳しそうな畑ですね）を歩んできたせい、新人の弁護士の方に、「どういう勉強をすると役に立ちますか」とよく質問されます。最初から役に立ちそうかどうかで勉強するのではなく、自分が興味を持った分野を大切にしようが、後々のキャリアアップにとってはよいのかと思います。どの分野をとっても、「これだけ勉強しておけば大丈夫」というのは無く、むしろ勉強すればするほど、よくわからなくなるばかりです。あと、事件に向き合う際の緊張感や恐怖感は、登録10年目を迎えても、新人の時とあまり変わりません。私が未熟なせいかもしれませんが。

3. 今後の展望

能代支部管内の自治体（能代市・八峰町・藤里町・三種町）やこれら地域の社協との連携活動は、地域によって差がありますが、ようやく少しずつ始まったところです。

能代支部管内においては、これまでも、同支部管内の弁護士を主として、司法アクセスの拡充を図ってきたところですが、まだ、「弁護士に相談する」という選択肢がそもそも無い方（困っている人を支援する立場の人においても）が大勢いらっしゃいます。

秋田県内には、弁護士が執務していない自治体はいくつかあります。能代支部管内に近接しており、弁護士が執務していない自治体のうち、北秋田市（人口約3万人）は大館支部管内の弁護士へのアクセスが便利ですが、五城目町（約1万人）、男鹿市（約3万人）、大潟村（約3千人）、八郎潟町（約6千人）、井川町（約5千人）、潟上市（約3万人。以上順不同。人口数は原稿執筆時点における筆者調べ）といった、秋田本庁管轄の地域については、秋田市内までの交通手段として自動車を容易に利用できる方以外の方については、なかなか弁護士へのアクセスが容易ではないのではないかと考えています。このあたりに



天空の不夜城

についての調査や、もし必要がある場合には改善を図るといったことは、今後の課題です。

実際、赴任して2年弱ですが、高齢者の方が、1時間も2時間もバスや電車を乗り継いで法律相談に来ることは珍しくありません。話を聞いてみると、時効援用通知を内容証明で出せば良いだけといったすぐに解決するものがほとんどなのですが、相談後に私を拝むようにして感謝されるのは、なかなか複雑な感情がよぎります。出張相談を利用していただければ、こんなご苦勞をかけることはなかったのにな、こちらの周知活動が足りていないかと反省させられるからです。

4. 東京弁護士会にお願いしたいこと

経営者弁護士になってみて、改めて感じるのですが、私のように、出たり入ったりする勤務弁護士は、都市型公設事務所でない、養成したり雇用したりするのは難しいと思います。自分が将来イソ弁を雇ったとして、2年後くらいに、「法テラスに行きます」と言われたり、せっかく戻ってきたのに、また「ひまわり基金に行きます」とか言われたりしたら、内心では、結構厳しいと感じると思います。養成についても、いま、都市部にあっては、「〇〇専門」などとうたわないと、なかなか集客が難しい状況ではないでしょうか。都市型公設事務所以外では、新人弁護士に、多種多様な事件を、先輩と一緒に、短期間でたくさん経験させられる環境はなかなか得られないと思います。

もし、私のような、公設畑でキャリアを積む弁護士が、これからも必要とされるのであれば、これを養成するためにも、やはり都市型公設事務所の存在とこれに対する支援は必須だと思います（特に経済的な面において。勤務弁護士が任期制となっている理由を改めて考え下さい）。

会員の皆様におかれましては、都市型公設事務所に、よりいっそうの理解と支援をお願いいたします。